

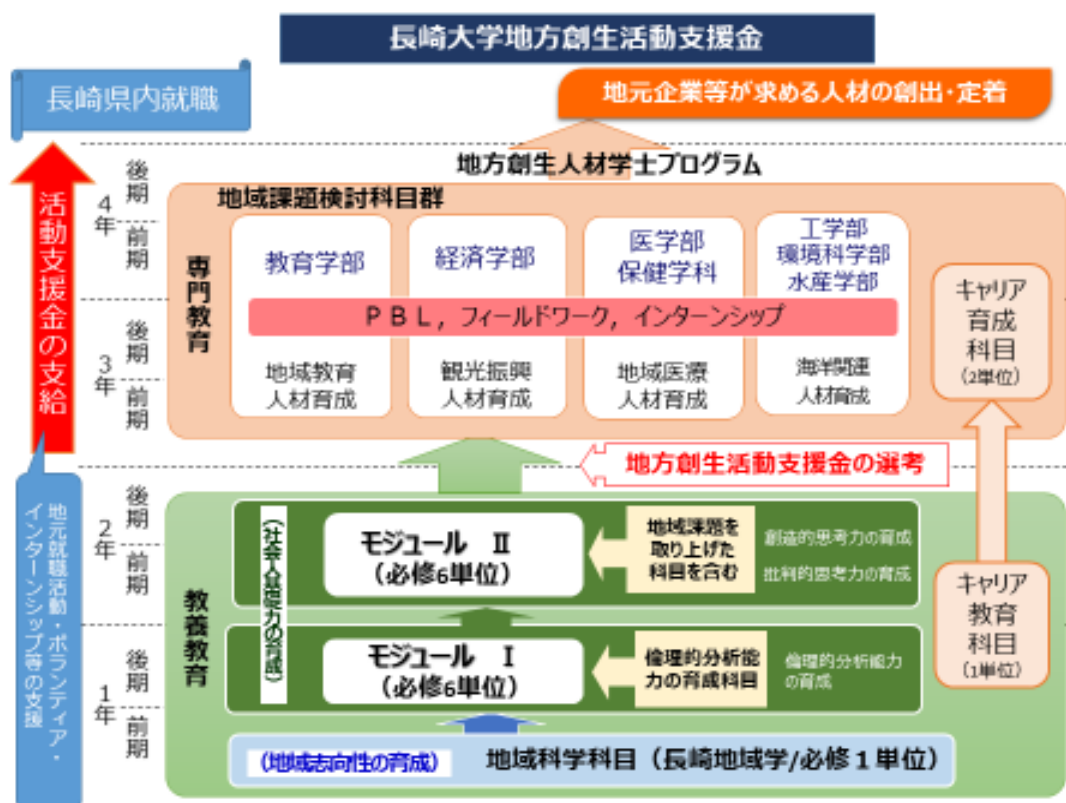
長崎大学地方創生活動支援金制度の目的について

長崎大学地方創生人材学士プログラムを受講する学生に対し、長崎県内の企業等への就職活動、ボランティア活動及びインターンシップ等の活動を支援するための資金を給付することにより、地域のニーズに寄り添い、教育の成果を地域の教育、観光、医療・福祉及び海洋エネルギー・海洋環境分野に還元し、地方創生の原動力となる人材育成に資することを目的とする。

【長崎大学地方創生活動支援金要項第1条】

※ 本手引きで使用する略称

- ・ 長崎大学地方創生活動支援金要項（以下「支援金要項」という。）
- ・ 地方創生活動支援金（以下「活動支援金」という。）
- ・ 活動支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）
- ・ 長崎大学地方創生人材学士プログラム要項（以下「学士プログラム要項」という。）
- ・ 長崎大学地方創生人材学士プログラム（以下「学士プログラム」という。）



I 活動支援金の支給要件について

活動支援金の支給要件は、以下の条件をいずれも満たさなければなりません。

【支援金要項第3条】

1. 平成28年度以降に入学し、次の学士プログラムのコースプログラムを受講し、成績が優秀な者

実施学部名	コースプログラム名
教育学部	地域のニーズにあった教員養成プログラム
経済学部	観光振興分野人材育成プログラム
医学部（保健学科）	地域医療人材育成プログラム
工学部	海洋エネルギー・海洋環境分野人材育成プログラム
環境科学部	
水産学部	

2. 長崎県内の企業等へ就職する等、地方創生に貢献することを誓約できる者
※活動支援金の受給者は、地方創生推進本部が主催する事業への参加等の協力をお願いします。

II 活動支援金の支給額等について

1. 活動支援金の給付者数は、1学年40人を上限として、第3年次及び第4年次の在学期間支給されます。
2. 活動支援金の給付額は、毎月2万円が支給されます。
ただし、社会経済の状況その他の事情により変動することがあります。

【支援金要項第4条】

III 活動支援金の申請方法等について

申請者（第3年次及び第4年次への進級予定者に限る。）は、次に掲げる書類を1月末日までに地方創生推進本部事務室へ提出して下さい。

【支援金要項第6条】

- 長崎大学地方創生活動支援金給付申請書（別記様式第1号）
- 誓約書（別記様式第2号）
- 志望理由書
- 振込依頼書

Ⅳ 受給者の決定及び支給方法等について

1. 第3年次及び第4年次へ進級する際、申請者が提出する申請書類、学士プログラムの成績等を総合的に審査し、受給者を決定します。
【支援金要項第7条第1項】
2. 第4年次へ進級する場合も、再度、前記同様に申請書等を提出願います。
3. 活動支援金の給付期間は、1学年当たり4月から翌年の3月までの一会計年度となります。【支援金要項9条】
4. 受給者が指定した銀行口座等へ毎月2万円を振込みます。

Ⅴ 報告書の提出について

受給者は、活動支援金を受給した年度の3月末日までに当該年度の活動状況を活動情報報告書（別記様式第3号）により「資料」を添え提出しなければなりません。【支援金要項第10条】

Ⅵ 活動支援金の取消し・停止・返還等について

受給者が休学等をした場合は、活動支援金の取消し及び停止を行い、返還を求める場合がありますので、支援金要項を熟読願います。

【支援金要項第11条，第12条】

Ⅶ 学士プログラム等について

学士プログラムは、地域に関わる講義、実習、実験、フィールドワーク及びインターンシップの履修を通じて、地域の発展に貢献できる実践力を有する人材を育てるプログラムです。

また、学士プログラムを修了するために必要な単位を修得した場合、卒業時に「地方創生人材学士プログラム修了証書」を授与します。

【学士プログラム要項第8条】

長崎大学地方創生人材学士プログラム要項

(趣旨)

第1条 この要項は、長崎大学（以下「本学」という。）が実施する長崎大学地方創生人材学士プログラム（以下「学士プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学士プログラムは、長崎県内の地域が必要としている教育、観光、医療・福祉及び海洋エネルギー・海洋環境分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(プログラムの名称等)

第3条 学士プログラムに、次表右欄に掲げるコースプログラムを置き、各コースプログラムを実施する部局は、それぞれ同表左欄に掲げる学部（以下「実施学部」という。）のとおりにする。

実施学部名	コースプログラム名
教育学部	地域のニーズにあった教員養成プログラム
経済学部	観光振興分野人材育成プログラム
医学部（保健学科）	地域医療人育成プログラム
工学部	海洋エネルギー・海洋環境分野人材育成プログラム
環境科学部	
水産学部	

(受講対象者)

第4条 学士プログラムを受講することのできる者は、実施学部 に在学する平成28年度以降の入学者とする。

(学士プログラムの受講登録)

第5条 学士プログラムの受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、本学の主体的学習促進支援システムにより、受講登録をしなければならない。

2 受講希望者は、在学する学部以外のコースプログラムを受講することができない。

(学士プログラムの修了要件)

第6条 学士プログラムの修了要件は、次の各号のいずれをも満たすこととする。

- (1) 長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号）に規定するキャリア教育科目及び地域科学科目を履修し、各1単位を修得すること、同規程に規定する全学モジュールI科目を履修し、6単位を修得すること並びに同規程に規定する全学モジュールII科目の所定の授業科目を履修し、6単位を修得すること。
- (2) 別表に掲げる地域課題検討科目群及びキャリア育成科目からなる各コースプログラムの授業科目を履修し、同表に定める最低修得単位数以上を修得すること。

(学士プログラム委員会)

第7条 長崎大学地方創生推進本部に、前条による学士プログラムの修了の可否を審議す

る長崎大学地方創生人材育成学士プログラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地方創生推進本部長
- (2) キャリア支援センター長
- (3) COC+推進コーディネーター 1人
- (4) その他学長が必要と認める者

3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第2項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

6 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

9 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

10 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

（修了認定及び修了証書授与）

第8条 学長は、学士プログラムの受講を許可した者のうち、第6条に掲げる要件を満たした者について、委員会の議を経て、学士プログラムの修了を認定する。

2 学長は、前項により修了を認定した者に、地方創生人材学士プログラム修了証書を授与する。

（事務）

第9条 学士プログラムに関する事務は、学生支援部及び実施学部の事務部の協力を得て、地方創生推進本部事務室において処理する。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、学士プログラムに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この要項は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成28年度入学者に限り、長崎県内大学・短大間等の単位互換事業（NICEキャンパス長崎）において開設する次に掲げるコーディネート科目のうちいずれかの科目を履修し認定された単位は、第6条第1号に規定するキャリア教育科目の履修により修得したものとみなす。

コーディネート科目	単位
目指せ！プロフェッショナル～visionを持って自らキャリアデザインを描いてみよう～season4	2

長崎ブレークスループプロジェクト（長崎グローバル人財育成講座①）	1
「グローバルリーダー育成基礎講座」～基盤となる力とその育成～	2
プレゼンテーション力養成講座	2
在宅医療・福祉早期体験学習	1
キャリア実践 講義～自分の社会人スキルを試してみよう！～	2
長崎ブレークスループプロジェクト（長崎グローバル人財育成講座②）	1
☆RESAS地域経済分析システムで地方創生～Wantカードを活用したまちづくり～	2

別表（第6条関係）

実施学部名	授業科目		単位	最低修得 単位数
教育学部	地域課題検討 科目群	離島と教育	2	10単位
		ICT教育法	2	
		教職とICT活用	2	
		複式教育論	2	
		学校教育実地体験学習	2	
	キャリア育成 科目	教育実地研究・実習（小学校）	4	4単位
計				14単位
経済学部	地域課題検討 科目群	地域経済論	2	4単位
		ビジネス・リサーチ	2	
		専門ゼミ	4	
	キャリア育成 科目	キャリアデザイン	2	2単位
		インターンシップ	2	
計				6単位
医学部（保 健学科）	地域課題検討 科目群	医療と社会Ⅰ	1	4単位
		統合ケア論	1	
		統合ケア実習	1	
		離島の暮らしと保健医療	1	
	キャリア育成 科目	成人看護学実習Ⅰ（看護学 専攻）	4	4単位

		総合臨床実習 I (理学療法学専攻)	4	
		総合臨床実習 I (作業療法学専攻)	5	
計				8 単位
工学部	地域課題検討 科目群	創成プロジェクト	1	1 単位
		エネルギーと環境工学 I	1	2 単位
		エネルギーと環境工学 II	1	
		維持管理工学 A	1	
		維持管理工学 B	1	
		電気エネルギー工学 II	2	
		化学工学 I	2	
		水環境システム工学	2	
		経営管理	2	
		経営管理 I	1	
		経営管理 II	1	
		産業経済学	2	
		産業経済学 I	1	
		産業経済学 II	1	
		キャリア育成 科目	エンジニアリングプラクティス	
	学外実習・工場見学		1	2 単位
	学外実習及び見学		1	
	工場見学		1	
	社会と工学		2	
	思考法演習		1	
	構造工学セミナー		1	
	キャリアセミナー		1	
	インターンシップ		1	
工業入門	2			
プレゼンテーション技法	1			
エンジニアリングデザイン	1			
社会環境デザイン工学実験・演習 A	1			

		特別講義	1	
計				6 単位
環境科学部	地域課題検討 科目群	自然環境計画論	2	6 単位
		エコツアーリズム論	2	
		地震・火山学	2	
		地域環境実習 A	1	
		地域環境実習 B	1	
		環境地域社会学	2	
		地域計画論	2	
		エネルギー資源学 2	2	
	キャリア育成 科目	環境キャリア概論	1	2 単位
		インターンシップ	1	
計				8 単位
水産学部	地域課題検討 科目群	水産科学技術史	2	4 単位
		水産科学演習 I	1	
		水産科学演習 II	1	
		乗船実習 X I	1	1 単位
		地域課題実践演習	1	
		工場実習 II	1	
	キャリア育成 科目	学外実習 I	1	2 単位
		学外実習 II	1	
		学外実習 III	1	
	計			

長崎大学地方創生活動支援金要項

(目的)

第1条 この要項は、長崎大学地方創生人材学士プログラム（以下「学士プログラム」という。）を受講する学生に対し、長崎県内の企業等への就職活動、ボランティア活動、インターンシップ等の活動を支援するための資金（以下「支援金」という。）を給付することにより、地域のニーズに寄り添い、教育の成果を地域の教育、観光、医療・福祉及び海洋エネルギー・海洋環境分野に還元し、地方創生の原動力となる人材育成に資することを目的とする。

(支援金)

第2条 支援金は、家計基準に拠らない給付型の支援経費とする。

(受給資格)

第3条 支援金を受給することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学士プログラムの受講の登録を行い、学業成績等が優秀な者であること。
- (2) 長崎大学を卒業後、長崎県内の企業等へ就職する等、地方創生に貢献することを誓約できる者であること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の給付者数は、1学年40人を上限とし、第3年次及び第4年次の学生に支給する。

- 2 支援金の給付額は、1人当たり月額2万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支援金の給付額は、社会経済の状況その他の事情により変動することがある。

(選考委員会)

第5条 長崎大学地方創生推進本部に、支援金の受給候補者（以下「受給候補者」という。）の選考を行わせるため、長崎大学地方創生活動支援金受給候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地方創生推進本部長
- (2) キャリア支援センター長
- (3) COC+推進コーディネーター 1人
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 9 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。
- 10 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(給付の申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 長崎大学地方創生活動支援金給付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(受給候補者の選考)

第7条 選考委員会は、申請者が第3年次及び第4年次へ進級する際、申請者が提出する申請書類、学士プログラムの成績等に基づき、総合的に審査を行い、受給候補者を選考するものとする。

2 選考委員会の委員長は、前項の選考を行ったときは、学長に受給候補者を推薦するものとする。

(受給者の決定)

第8条 学長は、選考委員会の委員長からの推薦に基づき、支援金の受給者（以下「受給者」という。）を決定の上、支援金の給付を開始する前までに通知するものとする。

(給付期間)

第9条 支援金の給付期間は、一会計年度内とし、第3年次及び第4年次に在学する期間とする。ただし、社会経済の状況その他の事情の変化によっては、支援金を継続して給付できない場合がある。

(報告書の提出)

第10条 受給者は、支援金を受給した年度の終了後速やかに、当該年度の活動状況を活動状況報告書（別記様式第3号）により、学長へ報告しなければならない。

（支援金給付の取消し及び停止）

第11条 学長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 支援金の給付を受けることを辞退したとき。
- (4) 学士プログラムを受講しなくなったとき。

2 前項に規定するもののほか、学長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、選考委員会の議を経て、支援金の給付を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 学業成績が著しく不良であると認められたとき。
- (3) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき。
- (5) その他支援金の受給者として相応しくないと認められたとき。

3 学長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付を停止するものとする。

- (1) 休学したとき。
- (2) その他学長が給付の停止が必要と認めたとき。

4 前項の規定による支援金の給付を停止する期間は、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学又は学長が当該事実の消失日と認めた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までとする。

5 学長は、第1項から第3項までの規定により、支援金の給付を取り消し、又は停止したときは、受給者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 学長は、前条第2項第2号から第4号までに掲げる事由により、支援金の給付を取り消した場合には、受給者に支援金の一部又は全額の返還を求めることができる。

（事務）

第13条 支援金に関する事務は、学生支援部の協力を得て、地方創生推進本部事務室に

において処理する。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長 崎 大 学 長 殿

所属学部・年次

学 生 番 号

氏 名

印

長崎大学地方創生活動支援金給付申請書

長崎大学地方創生活動支援金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、給付決定後は、長崎大学地方創生活動支援金要項に定められた事項を遵守します。

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

誓 約 書

長 崎 大 学 長 殿

私は、長崎大学地方創生活動支援金を給付されたからには、地方創生人材学士プログラムを受講し、長崎県内の企業等への就職活動、ボランティア活動、インターンシップ等を行い、卒業後は、長崎県内の企業等へ就職する等、地方創生に貢献することを誓約します。

所属学部・年次

学 生 番 号

氏 名

印

志望理由書

所属学部・年次

学 生 番 号

氏 名

※ ワード形式によりA4版1枚以上の自己の考え・抱負等を記載すること。

振込依頼書(相手先マスタ)										○登録	修正	用紙	受付日	
変更欄	相手先コード(※)													
	区分(※)	1:業者		2:教職員		○	3:長大学生		4:その他					
	支払区分(※)	1:物件費	2:旅費	3:謝金	4:賞金	○	5:その他()							
	フリガナ													
	氏名 (業者名)													
	業者区分	1:大企業	2:中小企業	3:みなし大企業		4:その他		※個人はその他						
	郵便番号等		-			業者区分が 2の場合	設立年月日							
	住所													
	電話番号											※市街局番から記入 (-)は不要		
	支払方法	1:現金		2:総合振込		3:個別振込		4:自動引落						
	銀行・支店名					銀行 労働金庫 信用金庫 ()				支店 出張所				
	銀行コード(※)			支店コード(※)				※支店名は通帳表紙裏に記載してある 「口座開設支店」を記入してください。						
	口座番号											※右づめで、空白部には「0」を記入してください。		
	預金種別	1:普通		2:当座		3:貯蓄		4:別段						
		※被験者謝金等で、氏名(業者名)と口座名義が異なる場合には右記 に続柄を明記してください。								続柄				
	口座名義													
	口座カナ名	※通帳の表紙裏に記載されているカナのとおりに入力してください (口座名義のフリガナではありません)。												
※コード欄の頭3桁、区分欄、支払区分欄、銀行コード欄、支店コード欄及び右記担当者欄は、各部局にて記入して下さい。				資金管理班決裁	部局名(※)	担当者(※)	連絡先(内線)(※)							

※「出張なび」への登録または「給与的謝金」、「賞金(短期パートの給与)」を支給される場合には、下記事項の記入をお願いします。

・「出張なび」登録を要する場合

所属	
職名	
級・号俸	行(一) 級相当 ・ 指定職
適用年月日	平成 年 月 日

・「給与的謝金」、「賞金(短期パートの給与)」、「非常勤講師給与等」の支給を要する場合

生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 生
住民票の住所	〒

記入要領

振込依頼書(相手先マスタ)												登録	修正	用紙	受付日
変更種	相手先コード(※)	0	7	学生	番号	8桁									
区分(※)		1:業者		2:教職員		<input type="radio"/>	3:長大学生		4:その他						
支払区分(※)		1:物件費		2:旅費		3:謝金		4:賞金		<input type="radio"/>	5:その他()				
フリガナ	ナガサキ タロウ														
氏名(実者名)	長崎 太郎														
業者区分		1:大企業		2:中小企業		3:みなし大企業		<input type="radio"/>	4:その他		※個人はその他				
郵便番号等	8	5	0	-	0	0	0	1	業者区分が2の場合	設立年月日					
住所	長崎市〇〇町〇丁目〇番〇号														
電話番号	0	9	5		8	1	9		2	1	0	7	※市街局番から記入 (-)は不要		
支払方法		1:現金		<input type="radio"/>	2:総合振込		3:個別振込		4:自動引落						
銀行・支店名	〇〇		銀行		労働金庫		〇〇		支店		出張所				
銀行コード(※)	1	2	3	4	支店コード(※)		5	6	7	※支店名は通帳表紙裏に記載してある「口座開設支店」を記入してください。					
口座番号	0	1	2	3	4	5	6	※右づめで、空白部には「0」を記入してください。							
預金種別	<input type="radio"/>	1:普通		2:当座		3:貯蓄		4:別段							
	※被験者謝金等で、氏名(実者名)と口座名義が異なる場合には右記に続柄を明記してください。										続柄				
口座名義															
口座カナ名	※通帳の表紙裏に記載されているカナのとおりに入力してください (口座名義のフリガナではありません)。														
※コード欄の頭3桁、区分欄、支払区分欄、銀行コード欄、支店コード欄及び右記担当者欄は、各部署にて記入して下さい。				資金管理班決裁		部局名(※)		担当者(※)		連絡先(内線)(※)					

※「出張なび」への登録または「給与的謝金」、「賞金(短期パートの給与)」を支給される場合には、下記事項の記入をお願いします。

・「出張なび」登録を要する場合

所属	
職名	
級・号俸	行(一) 級相当 ・ 指定職
適用年月日	平成 年 月 日

・「給与的謝金」、「賞金(短期パートの給与)」、「非常勤講師給与等」の支給を要する場合

生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 生
住民票の住所	〒

黄色の部分を正確に記入願います。

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

活 動 状 況 報 告 書

長 崎 大 学 長 殿

私は、長崎大学地方創生活動支援金により、別紙のとおり活動を行ったことをご報告いたします。

所属学部・年次

学 生 番 号

氏 名

印

活動状況報告書の添付資料

1. 地方創生への対応

2. 就職活動

3. ボランティア活動

4. 地方創生推進本部が実施する事業への参加状況

5. その他